食料・農業・農村基本計画：令和12年度における食料消費の見通し及び生産努力目標（米部分抜粋）

【令和2年3月31日閣議決定】

	食料消費の見通し 国内消費仕向量（万トン） （1人・1年当たり消費量（kg/人・年））		生産努力目標（万トン）		克服すべき課題
	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度	
米	845 （54）	797 （51）	821	806	○事前契約・複数年契約などによる実需と結びついた生産・販売 ○農地の集積・集約化による分散錯圃の解消・連坦化の推進 ○多収品種やスマート農業技術等による多収・省力栽培技術の普及、資材費の低減等による生産コストの低減
米（米粉用米・飼料用米を除く）	799 （54）	714 （50）	775	723	○食の簡便化志向、健康志向等の消費者ニーズや中食・外食等のニーズへの対応に加え、インバウンドを含む新たな需要の取り込み ○コメ・コメ加工品の新たな海外需要の拡大、海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成
米粉用米	2.8 （0.2）	13 （0.9）	2.8	13	○大規模製造ラインに適した技術やアルファ化米粉等新たな加工法を用いた米粉製品の開発による加工コストの低減 ○国内産米粉や米粉加工品の特徴を活かした輸出の拡大
飼料用米	43 （－）	70 （－）	43	70	○飼料用米を活用した畜産物のブランド化と実需者・消費者への認知度向上・理解醸成及び新たな販路開拓 ○バラ出荷やストックポイントの整備等による流通段階でのバラ化経費の削減や輸送経路の効率化等、流通コストの低減 ○単収の大幅な増加による生産の効率化

注1：国内消費仕向量は、1人・1年当たり消費量に人口（平成30年度　1億2,644万人、令和12年度（推計）　1億1,913万人）を乗じ、これに減耗量（米ぬかなど）等を加えたものである。
注2：政策の実施に当たっては、食料消費の見通しや生産努力目標を見据えつつ、その時々の国内外の需要や消費動向の変化等に臨機応変に対応し、国内生産の維持・増大と農業者の所得向上を実現していくものとする。

＜参考データ＞

品目	10a当たり収量（単位：kg）		作付面積（単位：万ha）		品目別自給率（単位：%）	
	平成３０年度	令和１２年度	平成３０年度	令和１２年度	平成３０年度	令和１２年度
米（米粉用米、飼料用米を除く）	532	547	147	132	97	98
米粉用米	523	584	0.5	2.3		
飼料用米	538	720	8.0	9.7		

注：平成30年度の米（米粉用米・飼料用米を除く）の10a当たり収量は、作物統計における水稲（米粉用米を含み、飼料用米を除く）の値であり、平年収量を用いている。
米粉用米、飼料用米、小麦、大麦・はだか麦及び大豆の平成30年度の10a当たり収量の実績は平均収量である。

③　需要に応じた生産の推進に向けた施策等

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しについて

○ H28.4　予算執行調査の開始

○ H28.6　予算執行調査の結果公表

- 現況として米の生産ができない農地や米以外の生産が継続している農地を、交付対象から除外すべき
- そのため、除外すべき基準を明確で具体的なものとし、各協議会で厳正な運用が行われるようにすべき

交付対象となっていた水田
（畦畔はない）

○ H29.1　H29年度における見直し

- 交付対象水田から除く農地の基準を設定
  ① 湛水設備（畦畔等）を有しない農地
  ② 用水供給設備を有しない農地、又は、土地改良区内にあっては賦課金が支払われていない農地

⇒ 要綱に反映（H29.4月1日付け政策統括官通知）

○ R3.12　R3.12に決定した方針

- 現行ルールの再徹底
- 転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稲と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、今後５年間（R4～R8）に一度も水張が行われない農地は交付対象水田としない方針

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について

交付対象水田の現行ルール
（要綱の抜粋）

１．交付対象水田の整理・更新

地域農業再生協議会は、毎年７月１日現在で、水田活用直接支払交付金の交付対象とする農地（交付対象水田）を明確にした水田台帳等を整理する。

２．交付対象水田の範囲

前年度に交付対象水田としたものから、以下に該当するものを除く。

・現況において非農地に転用された土地

・３年間連続して作物の作付けが行われていない農地

・畑地化し水田機能を喪失する等水稲の作付けが困難な農地として、次にいずれかに該当するもの

①たん水設備（畦畔等）を有しない農地

②用水供給設備（用水路等）を有しない農地

〔令和３年12月に決定した方針〕

・５年間に一度も水張り（水稲作付）※が行われていない農地

※ 「今後５年間に一度も水張り、すなわち水稲の作付けが行われない農地は交付の対象としない。」

（令和３年12月22日（参）農林水産委員会において金子大臣答弁）

５年水張りルールの具体化

〔令和４年秋に具体化された内容〕

・５年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としない

〔目的〕
- 転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す
- 水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促す

・ただし、**以下に該当するものは、**５年間に一度も水張りが行われない場合であっても**交付対象水田から除外しない。**

① **災害復旧**に関連する事業が実施されている場合

② **基盤整備**に関連する事業が実施されている場合

※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とする。

・水張りは、**水稲作付けにより確認することを基本**とする。

・ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。

① **湛水管理を１か月以上行う**

② **連作障害による収量低下が発生していない**

※　５年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続。

令和5年産水田活用予算の全体像

○　令和5年度当初予算と令和4年度補正予算を合わせ、令和5年産における畑地化や作付転換支援に対応可能な予算総額を確保。

令和4年度補正予算

令和5年度当初予算

＜令和５年産水田活用予算＞

水田活用の直接支払交付金（4年産不足分）
190億円【R4補正】

畑地化支援

① 畑地化促進事業
（畑地化の取組等への支援）
250億円【R4補正】

畑地化促進助成　22億円

畑作物産地形成

② 畑作物産地形成促進事業
（旧水田リノベーション事業）
300億円【R4補正】
＜対象作物＞
麦・大豆、高収益作物（野菜等）、子実用とうもろこし

③ 水田活用の直接支払交付金
2,940億円
【R5当初】

④ コメ新市場開拓等促進事業
（旧水田リノベーション事業）
110億円【R5当初】
＜対象作物＞新市場開拓用米（輸出用米等）、加工用米、米粉用米

麦・大豆

⑤ 国産小麦・大豆供給力強化総合対策
64億円【R4補正】 ＋ 1億円【R5当初】

＜関連予算＞

- 国産シェア拡大対策（麦・大豆） 80億円【R4補正】
  （乾燥調製施設等の導入、ストックセンターの整備等）
- 米粉の利用拡大支援 140億円【R4補正】＋8億円【R5当初】
  （米粉の利用拡大支援対策事業等）
- 飼料作物の国産化 120億円（所要額）【R4補正】＋3億円【R5当初】
  （飼料自給率向上総合緊急対策、畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料の生産・利用拡大）
- 機械・施設等の導入支援 306億円【R4補正】＋121億円【R5当初】
  （産地生産基盤パワーアップ事業、強い農業づくり総合支援交付金）
- 畑地化・汎用化等に向けた基盤整備 400億円【R4補正】＋150億円【R5当初】
  （農業農村整備事業等）
- 中山間地域対策 15億円【R4補正】＋407億円【R5当初】
  （元気な地域創出モデル支援事業、農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業、最適土地利用総合対策等）